

平成27年4月28日

役員人事のお知らせ

高砂鐵工株式会社

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり役員人事を内定いたしましたのでお知らせいたします。

なお、この人事は、本年6月下旬開催予定の第143期定時株主総会ならびに引き続き開催予定の取締役会において正式に決定されます。

記

○取締役

氏 名	役付等	業務分担
おお うえ けい いち 大 植 啓 一	代表取締役社長	企画担当
す ぎき よし み 須 崎 義 美	常務取締役	調達、販売、名古屋支店担当
はた だ まさ き 畑 田 正 樹	取締役	総務担当、経理部長
しろ いし みのる 城 石 稔	取締役	品質保証部長、製造部長

(ご参考) 役員人事補足説明

第143期定時株主総会において社外取締役を選任することが相当でない理由についての当社の考え方

当社は、このたびの会社法改正およびコーポレートガバナンス・コード制定に至る経緯等を踏まえ、社外取締役につきまして、取締役会において独立した立場で、企業の効率性や適法性といった適正なコーポレートガバナンス体制の充実に向けた監視・監督機能の役割が求められていることは十分認識をいたしております。

当社の現在の体制（機関設計）は監査役会設置会社（社外監査役2名（うち1名は東京証券取引所の基準を満たした独立役員））であり、現体制で社外取締役を選任すべきか、会社法改正において新たに導入される監査等委員会設置会社に移行したうえで選任をすべきか、各々の体制での役割や実務運用を十分かつ慎重に比較・検討する必要があると捉えております。

従いまして、第143期定時株主総会での社外取締役選任につきましては、新しい体制に関する議論と切り離して行うのは相当ではなく、平成28年6月下旬開催予定の第144期定時株主総会までの1年間に限り時間的猶予を賜わり、鋭意検討を重ねて早期に体制を決めたのち、事前準備を整えたうえで選任をさせていただきます。

なお、平成27年度は現行の監査役会設置会社体制を継続し、今般の会社法改正、コーポレートガバナンス・コードの趣旨も踏まえて、独立した立場による社外監査役からの経営判断の妥当性および適法性に対する意見を十分に尊重しながら経営をしてまいります。

以上